

「多摩市母子保健・児童福祉一体的相談支援体制再編検討委員会」の検討状況について

児童虐待の相談対応件数の増加や支援を必要とする妊産婦の増加等、子育てに困難を抱える世帯が顕在化する状況があります。それを踏まえ、妊産婦、子育て世帯等誰一人として取り残さないよう、母子保健の相談機関と児童福祉の相談機関双方の更なる連携強化が必要であることから、一体的相談支援体制の再編に向けた検討を以下のとおり進めるにあたり、構築案策定のためのプロジェクトチーム（PT）を下記のとおり設置し、検討しています。

記

1 背景

国は、令和6年度の児童福祉法の改正により、市区町村において「子ども家庭支援センター（子ども家庭総合支援拠点）」と「子育て世代包括支援センター（母子保健）」の設立の意義や機能は維持した上で、全ての妊産婦や子育て世帯、子どもへの一体的相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとしている。

多摩市においても、国の動きや他市の動向を踏まえ、令和4年度から検討を開始している。

2 PT名称

多摩市母子保健・児童福祉一体的相談支援体制再編検討委員会

3 PT概要

所掌事務	<ul style="list-style-type: none">母子保健及び児童福祉に係る一体的な相談支援体制の構築に関すること。妊産婦、子育て世帯及び子どもを対象とした新たな家庭支援の推進に関すること。上記のほか、再編案の策定に関し多摩市長が必要と認める事項
構成	子ども青少年部子育て支援課子ども家庭支援担当主査一人 子ども家庭支援センター長 子ども家庭支援センター担当主査 健康福祉部健康推進課長 健康福祉部健康推進課健康推進担当主査二人 ※ 委員長は、子ども家庭支援センター長（要綱より） ※ 必要に応じて委員以外の関係者に出席を求めることができる。
期間	令和4年8月から令和7年3月31日まで
開催回数	月1回程度を予定

4 母子保健・児童福祉一体的相談支援体制再編の概要について

(1) 子育て家庭を包括的に支援する体制の構築（厚生労働省資料より）

児童福祉法の改正により、市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉※）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとなった。

（※）多摩市では「子ども家庭支援センター」の名称としている

(2) スケジュール（予定）

令和4年 8月	プロジェクトチーム（PT）設置 ～以降、月1回程度PTで検討～
令和4年 9月	健康福祉常任委員会・子ども教育常任委員会（PT設置の報告） 以降、進捗に応じて健康福祉常任委員会・子ども教育常任委員会に適宜報告
令和5年度中	検討継続
令和6年度中	一体的相談支援体制完了を目指す

【再編する部分】

